

令和5年6月1日

みどり市立学校
新型コロナウイルス感染症対策
〈教育活動を維持・継続するためにVer.10〉

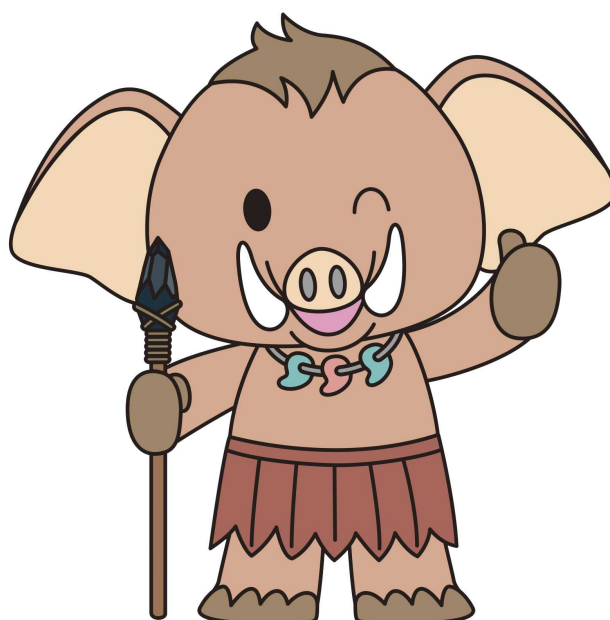
みどり市教育委員会学校教育課



手を洗おう



換気しよう



学校と家庭が力を合わせて！

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されました。

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時には、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

本ガイドラインは、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを基に、県やみどり市の状況を踏まえてまとめたものです。具体的な内容としては、「家庭へのお願い」、「学校の対応」、「感染が疑われる場合や感染した場合」、の3つの内容から構成されています。

各学校では、この「みどり市立学校の新型コロナウイルス感染症対策〈教育活動を維持・継続するためにVer.10〉」を基に、児童生徒の心身の健全な育成と豊かな学びに向けた教育活動を推進していきます。

なお、本感染症対策については、現時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後本市の感染状況の変化や新たな知見が得られた場合には、随時見直すことを予定しています。

2 家庭へのお願い

(1) 登校時

- 体温、咳、風邪症状などの健康状態を確認する。
 - 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせずに自宅で休養する。
 - ハンカチやタオルを共有させないように必ず持たせる。
 - こまめな水分補給のため、水筒等で飲み物を持たせる。
※毎日の持ち物（水筒、清潔なハンカチ・ティッシュ、必要に応じて、マスクやマスクケース等）
-

(2) 日常生活の中で

新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染、接触感染で感染することから、感染経路を絶つため、以下のことに留意する。

- 正しい手の洗い方や咳エチケットの習慣を身に付ける。
 - 適度な運動、睡眠、バランスのよい食事で抵抗力を高める。
 - 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での会話や発声がある人と密接する場所を避ける。
 - 帰宅した後はすぐに石けんによる手洗いをするなど、家庭でも感染防止対策を実践する。
-

(3) その他

- 児童生徒・教職員にマスクの着用を求めないことを基本とする。
- アレルギーや基礎疾患がある場合は、主治医等に相談した上で、対応について学校と確認する。
- 感染が心配なため、登校をひかえる場合は学校に相談する。
※学校が出席停止の措置をとるのは、以下の場合となる。
 - ・新型コロナウイルス検査陽性者
 - ・感染の疑いがある者
- 陽性が判明して出席停止となった後、登校を再開する際には、「療養報告書」を記入し、学校へ提出する。

3 学校の対応

(1) 平時から求められる感染症対策

①登下校時

- 登校した際に、石けんでの手洗いまたは手指消毒を実施する。
- 発熱等の症状がある児童生徒は、家庭に連絡し、自宅での休養をお願いする。

②学校生活で

- 手洗いは、登校時や外から教室に入る時、給食の前後、トイレの後など、こまめに実施する。
- 学校教育活動においては、基本的にマスクの着用を求めないこととする。様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由から着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにする。
- 教室では、常時換気を基本とし、最低でも30分に1回以上の2方向換気を行う。(空調使用時においても同様とする)
- 休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒が感染症を正しく理解し、感染リスクを避ける行動をとることができるよう、必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫をする。
- こまめな水分補給を促す。
- 校内に、咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒への指導を徹底する。

(2) 感染流行時における感染症対策

①授業中には

- 以下のような「感染のリスクが比較的高い学習活動」については、常時換気を行う、大声での会話をひかえる、児童生徒間の距離を確保する等、一定の感染症対策を行った上で実施する。
 - ・ 児童生徒が対面形式となるグループワークや一斉に大きな声で話す活動
 - ・ 理科における児童生徒がグループで行う実験や観察
 - ・ 音楽科における合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
 - ・ 図画工作科、美術科における児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
 - ・ 家庭科におけるグループで行う調理実習
 - ・ 体育科・保健体育科における組み合ったり接触したりする運動

②給食時には

- 配膳台と机を常に清潔にし、必要に応じてナプキン等を敷いて食べるようにする。
- 給食の前後には全員の手洗いを徹底する。配膳係は手指消毒も実施する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員については、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗淨したか等、給食当番が可能であるかを点検する。
- 食べる際には、大声での会話はひかえる、対面の児童生徒の間に一定の距離(1m程度)が確保できない場合には机を向かい合わせにしない等、飛沫を飛ばさない工夫を行う。

③学校行事等は

- 修学旅行や高原学校、宿泊学習などの泊を伴う行事の実施については、感染状況や受け入れ先の状況を踏まえて実施方法を検討する。その他、バスを利用する校外学習も同様とする。
- 運動会や文化祭、学習発表会など、児童生徒が密集して長時間

活動する学校行事は、各行事の特性等に応じた感染症対策を講じた上で実施する。

- 学校行事等の実施方法については、決定し次第、その都度家庭に連絡する。
- 身体測定や各種検診は、学校医、学校歯科医と相談し、実施の時期や実施方法を確認した上で実施する。6月30日までに実施することができない場合は、年度末までの間に、可能な限りすみやかに実施する。特に、検診場所に一度に多くの児童生徒を入れない、検診器具の消毒を徹底するなどの対応をする。

④保健室では

- 健康診断の際も含め、3密の状態が発生しないよう留意する。
- 児童生徒が体調不良を訴えて保健室に来室した場合は、可能な限り児童生徒との距離を保つとともに、対応後はしっかり手洗いをを行う。
- 複数の児童生徒が保健室を利用する場合、他の児童生徒と接することがないように、児童生徒間の距離をとったり、カーテンやついたてを利用したりするなどの工夫をする。
- 学校で児童生徒の発熱を確認した場合は、安全に帰宅させ、医療機関を受診するよう依頼する。
- 体調不良の児童生徒を帰宅させる場合で、保護者の迎えを待つ等で学校にとどまらせる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、学校の実態に応じて別室で待機させるなどの配慮をする。ただし、その際は体調の悪い児童生徒を1人にしない。

⑤健康・安全指導は

新型コロナウイルス感染症防止も重要であるが、より命の危険に直結する健康・安全指導を優先するという意識をもって対応する。

- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症の対策を優先的に行う。

※暑さ指数〔WBGT〕は環境省ウェブサイトで提供

- エアコンの適切な使用について留意する。
- 授業中を含め、こまめな水分補給を促す。
- 避難訓練等を行うことができない場合は、地震や火災が起きたときの行動等について、発達の段階に応じた指導を行う。特に避難の際は、「密」を避けることよりも、命を守る避難行動が重要であることを理解させる。

⑥部活動では（小学校クラブ活動もこれに準ずる）

部活動等については、地域の感染状況を踏まえた上で、以下の点に留意して実施する。

- 健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等がついて指導するなど、活動状況を確認する。
- 活動時間については、部活動方針に定める時間の範囲内で、状況によっては短時間にするなど段階的に開始する。また、怪我の防止や熱中症予防に十分留意する。
- 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養させる。
- 部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避けるようにする。
- 対外試合等（練習試合、合同練習等）は、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染防止対策をとるようにする。

⑦その他

- 感染が心配で登校をひかえる児童生徒がいた場合の学習については、ICT機器の活用も含めて、必要に応じて課題を用意したり、個別指導を行ったりするなどの配慮をする。
- 感染者やその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

4 感染が疑われる場合や感染した場合

新型コロナウイルス感染症は、地域における感染者が増加した場合に備えて、学校における対応について想定準備を進めておくことが重要である。

(1) 児童生徒や教職員が感染が疑われる場合や感染した場合

①学校への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、学校へ連絡する。

②教職員の感染に備えて

教職員が感染し、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めておく。

(2) 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等により出勤させないようにする。

(3) 感染が判明した場合の臨時休業等の対応について

- 学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等の助言を踏まえて学校と教育委員会が協議し、臨時休業を決定する。
- 臨時休業の期間については、5日程度(土日祝日を含む。)を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。